

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

平成 年 月 日

土木部道路維持課事業係 あて

会 社 名

電 話 番 号

F A X 番 号

担当者(所属(職) 氏 名)

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

開札予定日時	平成 28 年 9 月 16 日 13 時 40 分
件 名	札幌駅北口駅前広場地下駐車場ほか 1 箇所で使用する電力
質 問 内 容	別紙参照願います。

注 1 質問票のあて先は、道路維持課事業係あてとする。

注 2 回答文については道路維持課にて閲覧に供するとともに、建設局ホームページ上で公開する。

注 3 調達件名ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

回 答

回 答 内 容	1 質問 1 の回答を参照してください。
	2 質問 1 の回答を参照してください。
	3 現在契約しております事業者には、切り替えに関する申し入れをしております。
	4 予備電源があります。(排煙装置及び排水ポンプ、避難誘導灯などの防災及び避難設備用電源)
	5 付帯契約はありません。
	6 契約単価積算内訳書に代表者名記入及び押印は不要です。入札方法は、入札説明書 3 (5) の通りです。
	7 よろしいです。
	8 告示日以降、入札書受領期限までの期間で、入札書を作成した日付を記載してください。なお、代理人が入札する場合、委任状の日付が入札書に記載された日付より後の日になっている場合は、当該入札書は無効となりますので注意してください。

9	契約書(案)第9条第1項の通り、協議の上、各月ごと定めるものとします。
10	契約書(案)第11条第2項の通りです。
11	契約書の内容の変更はできません。ただし、契約書に定めのない事項等については契約書(案)第21条に基づき、協議の上、定めることは可能です。
12	契約書(案)第12条の通りです。
13	契約書(案)第12条の通りです。
14	入札書提出前に入札辞退届を提出する必要はありません。ただし、開札し、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行いますので、再度の入札を辞退する場合は、入札書に辞退する旨を明記して提出する必要があります。
15	契約書(案)第21条第2項の通り、協議の上、調整させていただきます。
16	現状でも同様の取り扱いをしているため、ご質問の運用でよろしいです。
17	全施設とも、仕様書添付資料の通り、500KW未満で推移しており、今後も変わらないものと考えております。
18	可能な範囲で記載願います。

別紙

【質問事項】 件名：札幌駅北口駅前広地下駐車場ほか1箇所で使用する電力

1. 一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別を教えてください。
2. 入札対象施設の現供給者を教えてください。（複数社ある場合はその旨教えてください。）※切替時に必要となります。
3. 初めて一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますでしょうか。ある場合、一般電気事業者へ新電力へ切替ができることを確認していただいていますか。確認いただいている場合、仕様通りに開始できない場合があることをご容赦ください。
4. 予備電力がございましたら、予備線・予備電源のどちらかを教えてください。
5. 蓄熱割引等の付帯契約がございましたら、年間割引額等を教えてください。
なお弊社供給の場合、一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割引等）の適用ができませんが了承いただけますでしょうか。
6. 入札内訳書に代表者名記入の上、押印をいたしますが、よろしいでしょうか。
7. 入札金額を算定するにあたり力率は、地下駐車場が99%（割引）・地下歩道は82%（割増）でよろしいでしょうか。
8. 入札書に記載する日付に指定はございますか。
9. 検針日は請求期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますでしょうか。
（例:3/1～3/31までの請求書は4/1 0:00検針）
10. 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てをとしますが、よろしいでしょうか？
11. 契約書締結時、契約書内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。
12. 地域の一般電気事業者が料金を改定した場合、弊社も順ずる形で改定のお願いをする可能性がございましたが、ご対応いただけますでしょうか。
13. 地域の一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。

14. 入札を辞退する場合、辞退届等の提出は必要でしょうか。また、指定様式はございますか。
15. 今回の契約期間満了又は契約期間中に供給停止する施設がある場合は、落札後、別途、書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。
16. 契約電力が 500kW 未満の施設において、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用でよろしいでしょうか。
17. 1 年以内に協議により契約電力を 500kW 未満の値に減少した施設はありますでしょうか？
その場合、一般電気事業者同様、毎月の請求時における契約電力の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。
「契約電力を減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」
18. 別紙 3 「電力供給誓約書」についてですが、2 供給体制は、公表していないため記載することができません。また (1) 供給可能電力量は、昨年度実績でよろしければ記載可能ですが、よろしいでしょうか。

以上